

▼INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
- 2 個人投資家向け合同IR説明会「JASDAQ Value IR Square」を開催します！
- 3 【女性限定】JASDAQ IR&マネーセミナー ～人気企業の素顔を知る！～
- 4 上場会社の個人投資家向け説明会情報
- 5 上場会社動画配信情報
- 6 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の6.を抜粋しております。

6 証券取引等監視委員会コラム

前回及び前々回は、「ファンド販売業者に対する検査結果について」の公表資料を基に、ファンド販売業者において、どのような問題点が認められたかを具体的にご紹介することとし、以下の主な検査結果のうち、(1)について述べさせていただきます。

- (1)ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用、使途不明等)
- (2)顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等
- (3)無登録業者による名義貸し等
- (4)ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等
- (5)自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為

今回は、(2)以降の具体的内容をご紹介することが、連載の連続性からは好ましいが、1月18日に、第七期の監視委員会の活動方針が明らかになったところであり、今後3年間の委員会としての問題意識等を幅広く知っていただくことは、極めて重要であることから、一旦、証券検査の話題を中断し、活動方針について、述べさせていただきます。

さて、証券取引等監視委員会は、平成4年の発足以来、委員長・委員の三年の任期中の活動方針を、就任後に明らかにしてきたところであり、昨年12月13日に発足した、佐渡委員長・福田委員・吉田委員による第七期の体制として、今般、活動方針を明らかにすることとなったものである。

その内容を紹介しつつ、前期にあたる第六期との比較も交えて、若干の説明を加えさせていただきます。

1.証券監視委の使命

証券取引等監視委員会(証券監視委)は、引き続き、

○市場の公正性・透明性の確保

○投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

この監視委員会の使命に係る記載は、佐渡委員長の下、前期である第六期に記載された内容と変更はない。いわゆる「市場の番人」としての使命を果たして

いくという基本姿勢に変更はないという認識である。

2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

(1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ

市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。各市場参加者による自主的な取り組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

(3) 市場のグローバル化への対応

クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。

グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。

そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。」

この基本的な考え方に係る記載のうち、(1)(2)は、第六期と同様である。ただ、(1)において、無登録営業・無届募集などを含め多様化している違反行為への対応や国際的な検査・監督動向など、最近の新たな動向も踏まえタイムリーかつ機敏に対応する必要がある点を付言している。

新たに追加された(3)は、第六期では重点施策の中に「グローバル化への対応」という項目があったが、今回は、昨今報じられている大型公募増資の問題も含め、近時、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動が日常化していることから、海外当局と連携しつつグローバルな市場対応に取り組んでいくこと、また、グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な金融危機の経験とそれに対応するための国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応が必要となっていることから、時代の要請に、委員会が応えていく、という重要かつ前向きなメッセージを打ち出したものである。当然のことながら、そのためには、一層の人材育成と体制整備が必要となってくる訳であ

る。

次回は、活動方針のうち、「3.重点施策」について、説明させていただくこと
としたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画
局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場
課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメール
マガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>